

## ■5月28日

## スカイマーク、運航乗務員の自社養成採用を決定

スカイマークは27日、2014年4月1日入社で「自社養成による運航乗務員」の採用の開始を決定したと発表した。採用人数は50名。同社にとって初の自社養成となる。募集要項など詳細は、同社ホームページで6月1日に発表される。

同社では、今後の国際線就航をはじめとする事業展開に着実に対応すべく、より質の高い運航乗務員の養成を目指していくとしている。

(スカイマーク プレスリリース)5/27

[http://www.skymark.jp/ja/company/press/130527\\_press.pdf?d=130527](http://www.skymark.jp/ja/company/press/130527_press.pdf?d=130527) (->

[http://www.skymark.jp/ja/company/press/130527\\_press.pdf?d=130527](http://www.skymark.jp/ja/company/press/130527_press.pdf?d=130527))

## 徳島県、香港—徳島チャーター便、7-8月に12便

徳島県は27日、香港—徳島阿波おどり空港のチャーター便が7、8月に計12回運航されると発表した。香港の大手旅行代理店「EGLツアーズ」が香港発の4泊5日のツアーを催し、徳島や京都、大阪などを観光する。最多で1900人が来県する見込み。

運航会社は香港航空で、使用機材はエアバスA320(174人乗り)を利用する。

県は、徳島空港利用促進協議会が国際チャーター便の誘致を目的に設けたインバウンド助成制度を活用し、EGLツアーズに対し県内での宿泊1回当たり35万円、計385万円を補助する。県内で観光バスを使用する場合は別途、経費の2分の1を支給する。

(徳島新聞)5/27

[http://www.topics.or.jp/localNews/news/2013/05/2013\\_13696319933017.html](http://www.topics.or.jp/localNews/news/2013/05/2013_13696319933017.html) (->

[http://www.topics.or.jp/localNews/news/2013/05/2013\\_13696319933017.html](http://www.topics.or.jp/localNews/news/2013/05/2013_13696319933017.html))

## エバー航空、関空—台北、ダブルデイリーに増便

エバー航空は7月1日から、関空—台北線をダブルデイリー化する。既存の午後便に加え、関空発午前便を1便増便する、これにより同路線は週87便運航することになる。

使用機材はエアバスA330-200型機で、ビジネスクラス24席、エコノミークラス228席の計252席。

(トラベルビジョン)5/27

<http://www.travelvision.jp/news/detail.php?id=57686> (-> <http://www.travelvision.jp/news/detail.php?id=57686>)

## 国交省、空港運営民間委託、運営者による着陸料等設定を明記

国交省は、国会で現在審議中の空港運営の民間委託に関する法案のなかで、事業者が、運営の効率化と着陸料等の低廉化により路線便数拡大を行い、空港活性化を目指すべきことを明記する方針を明らかにした。着陸料等は、運営を請け負う民間事業者が設定できるようになるが、変更命令付きの届出制とすることで安易に上がらないようにする。また、事業者が国へ支払う運営権の対価(コンセッション・フィー)は、直近の当該空港の黒字相当額がベースとして算出する方針を明らかにした。

(日刊航空)5/28

<http://www.da-news.co.jp/xhp/2013-0528-02.pdf> (-> <http://www.da-news.co.jp/xhp/2013-0528-02.pdf>)

## 香港、改正商品説明条例、オーバーストッキングも違法

(NNA ASIAによると)

悪徳商法の取り締まりを強化する改正商品説明条例が7月にも施行されることに関連し、香港税関は旅行業界に対

し、航空会社によるオーバーブッキング(過剰予約)などが違法とみなされるとのガイドラインを作成した。27日付蘋果日報が伝えた。

改正条例では、商品やサービス説明が不明確だったり、事実と反したりするケースを違法と定めている。このため、オーバーブッキングが「提供すべきサービスを提供しなかった」として刑事罰の対象になるほか、ツアー参加客を脅すような手法で買い物をさせたりする行為も違法となる。また、ツアー中にコースを変更する場合には、ツアー参加者全員の同意が必要となる。

(NNA ASIA)5/28

<http://news.nna.jp/free/news/20130528hkd010A.html> (-> <http://news.nna.jp/free/news/20130528hkd010A.html>)